

# 利益相反管理方針

tsumiki証券株式会社（以下「当社」といいます。）は、金融商品取引法および金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に基づき、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を特定および類型化し、お客様の利益が対象取引によって不当に害されることのないように対象取引を管理する体制を以下のとおり構築します。

## 1. 対象取引

当社が管理の対象とする対象取引の主要な類型は下表のとおりです。

	お客様と当社	お客様相互間
利害対立型	お客様と当社等の利害が対立する場合	当社のお客様と当社の他のお客様の利害が対立する取引
競合取引型	お客様と当社が同一の対象に対して競合する取引	当社のお客様と当社の他のお客様とが競合する取引
情報利用型	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社が利益を得る取引	当社がお客様との関係を通じて入手した情報を利用して当社のお客様が利益を得る取引

## 2. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

上記によって特定された取引に対し、利益相反管理統括部署がそれぞれの特性や程度等に応じて、主に以下に掲げる方法（またはこれらの組み合わせ）により、顧客の利益が不当に害されることのないよう管理を行います。

- (1) 部門の分離その他の情報隔壁・情報遮断
- (2) 取引の条件または方法の変更

- (3) 一方の取引の中止
- (4) 利益相反のおそれがある旨のお客様への開示
- (5) 情報共有者の監視

### 3. 利益相反管理体制

内部管理統括責任者を利益相反管理統括者とし、利益相反管理統括者が、対象取引の特定および利益相反管理に関する全社的な管理を行います。利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。利益相反管理統括者は、当社の役職員に対し、利益相反管理に関する手続について、定期的に研修を行い、周知徹底します。

### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社の利益相反管理の対象となる会社は、当社です。

以上

制定 2018年8月1日